

# 大阪府立美原高等学校 いじめ防止基本方針

施行	平成 26 年 4 月 1 日
改定	平成 30 年 2 月 22 日
改定	平成 31 年 4 月 1 日
改訂	令和 2 年 7 月 13 日
改訂	令和 5 年 4 月 27 日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大問題である。これに対しては、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観する行為も絶対に許さない姿勢で、些細なことも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒意識を育成することになる。そのためには、学校教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、生徒一人ひとりの多様な個性や人格を尊重し、すこやかな発達を支援するという観点により、指導を徹底することが重要となる。

本校では、「生徒・教職員がともに学び、ともに伸長すること」を教育目標とし、互いを尊重し合える人権教育にも重きをおいて取り組んでいる。これからも、いじめは重大な人権侵害事象という認識のもとに、いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットでの行為を含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり、たかられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

いじめ防止のための組織を置くことで、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称 「生徒支援委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、支援コーディネーター、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、  
人権教育委員長、養護教諭、スクールカウンセラー

(聴き取り対応時は、生徒指導の当該学年主担者、人権教育の当該学年担当者、担任を含む)

(3) 役割

ア 未然防止

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDC Aサイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画（本校基本方針に沿い以下のとおり実施）

大阪府立美原高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> <li>高校生活支援カードと中学校聞き取りで把握された生徒状況の集約</li> <li>宿泊学習（対人関係）</li> <li>個人面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> <li>個人面談</li> <li>人権学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知</li> <li>個人面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒支援委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）</li> <li>「学校いじめ防止基本方針」のHP更新</li> <li>生徒支援委員会（毎週）</li> <li>人権教育委員会（毎週）</li> <li>学年会議（毎週）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝のあいさつ運動</li> <li>生活習慣確立週間</li> <li>保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝のあいさつ運動</li> <li>生活習慣確立週間</li> <li>保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝のあいさつ運動</li> <li>生活習慣確立週間</li> <li>保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業公開（わかる授業づくりの推進）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育大会</li> <li>いじめアンケート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育大会</li> <li>いじめアンケート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育大会</li> <li>いじめアンケート実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振者指導説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振者指導説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振者指導説明会</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣確立週間</li> <li>人権学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣確立週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣確立週間</li> <li>人権学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒支援委員会（状況報告と取組みの検証）</li> <li>教育相談週間</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者懇談週間（家庭での様子の把握）</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート実施</li> <li>文化祭</li> <li>人権学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート実施</li> <li>文化祭</li> <li>人権学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート実施</li> <li>文化祭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ状況調査</li> <li>教職員人権研修</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振者指導説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振者指導説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成績不振者指導説明会</li> </ul>	
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権学習</li> </ul>			
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際理解学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際理解学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追認指導説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒支援委員会（年間の取組みの検証）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート実施</li> <li>追認指導説明会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート実施</li> <li>追認指導説明会</li> </ul>		

※日々の校内巡視（授業時間、昼休み）により、「いじめにつながる行為」の早期発見に努める。

#### 5 取組状況の把握と検証（PDC A）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価項目に位置付けるとともに、生徒支援委員会を毎週定例で開催し、事象に応じた対策や対応を検討するとともに、計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまく

いかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを定期的に行う。

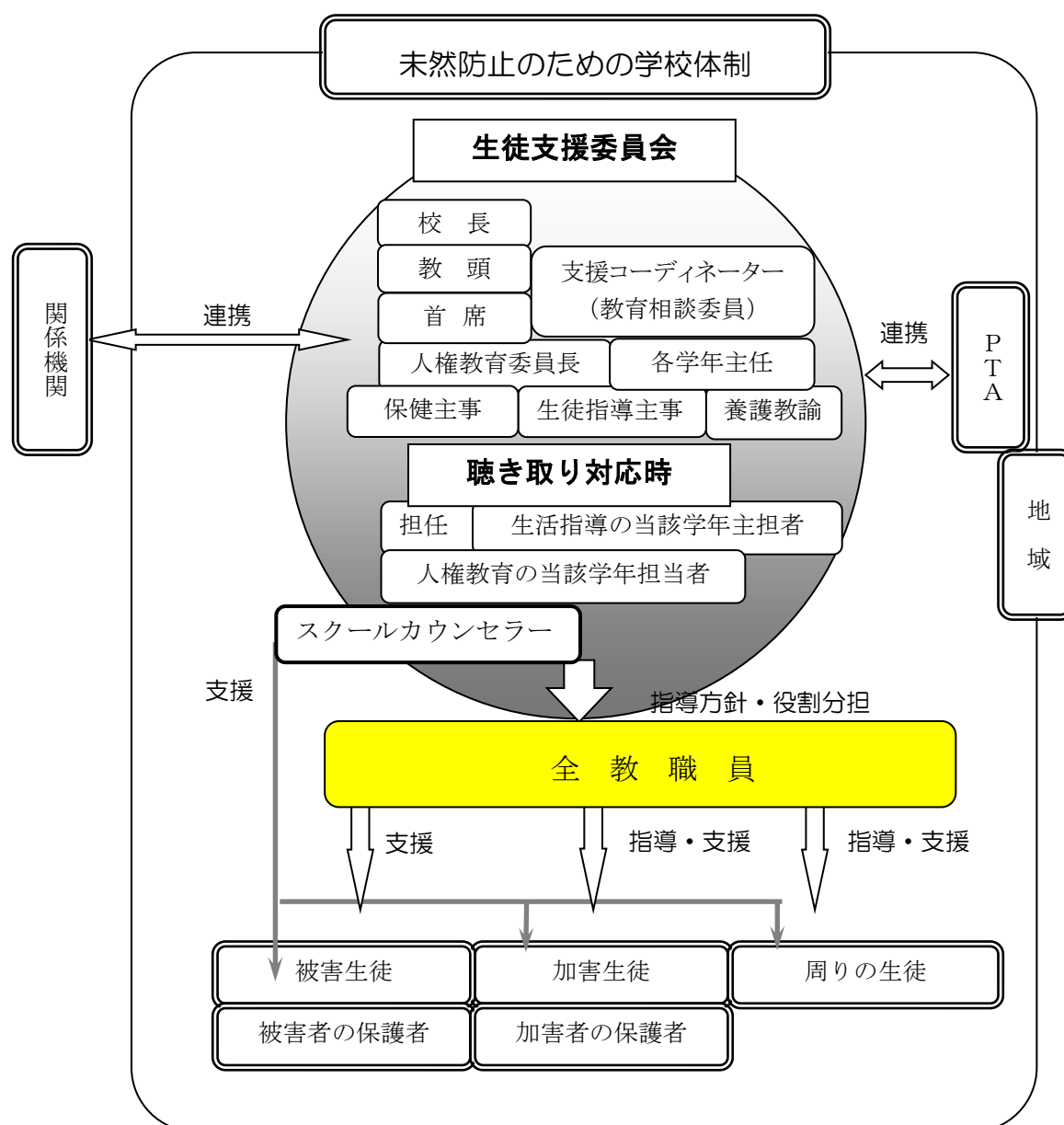
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体において、人権尊重の考えが徹底し、その精神がみなぎっている環境であることが求められる。また、この考えを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間において、それぞれの特質に応じて総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、人の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめの未然防止体制としては、下記のとおり毎週行われる「生徒支援委員会」が、いじめ防止に向けての「計画」「検証」「見直し」を行うとともに、日常においても校内連携を密にして、情報交換に努めることにより、小さな芽を逃さず未然防止に努める。万一、いじめに起因する行為等の情報がもたらされた場合は、速やかに当該教員を中心に対応やサポートが行える組織とする。



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で理解を深める。生徒に対しては、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめ問題に触れ「いじめは絶対に許されない」との雰囲気在校内に醸成していくことが大切である。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に人とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育み、人の気持ちに共感して理解できる豊かな情操を培う。また、自他との意見相違があっても建設的に調整し、解決できる力や、自分の言動がどのように影響を与えるかを判断して行動できる力などを育てる。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、勉強や人間関係等のストレスにより、授業についていけない焦りや劣等感など、過度なストレスがかからないように配慮すべきである。そのためには、わかりやすい授業づくりや生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めることが求められる。また、ストレスを感じた場合でも他の人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、適切に対処できる力を育むことも大切である。

なお、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払い、いじめの対象となった生徒に寄り添いながら孤立させない・深刻化させないように取り組む。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じて生徒が活躍でき、他の人の役に立っていると感じ取れる機会を提供することが必要となる。その際、当該職員だけでなく、家族や地域の人々にも協力を求め、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも大切である。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組みを推進（生徒会によるいじめ撲滅宣言やキャンペーンなど）する。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めること自体を恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえに、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性が必要とされる。

いじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。そのためには、日頃から、生徒との信頼関係を築き、小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。また、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握としての定期的なアンケートは、無記名にするなど工夫し、教育相談週間や個人懇談の時期と連携させて実施する。教育相談としては、抵抗なく相談できる体制を整備し、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等を点検する。また、相談室や保健室の利用、電話相談窓口の案内など周知することが必要である。日常の観察としては、休み時間や放課後の雑談の中で様子を観察したり、様々なルートでの生徒情報を集約し交友関係や悩みを把握できるようにする。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、保護者用のいじめチェックシート・チェックリストを活用する。
- (3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、保健室や相談室の設置、相談箱や電話相談窓口を設ける。特に、生徒が人間関係で躓きやすい時期には、相談室・保健室において手厚く相談できるように体制を整える。
- (4) 生徒、保護者に相談体制を広く周知し、適切に機能しているを定例会議にて定期的に点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的に漏れることのないように、大阪府個人情報保護条例に基づき適切に取扱うとともに、関係外部機関との連携を図ること。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況の場合がある。したがって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や保護者への対応については、府教育庁への報告・相談を大切に、警察などの外部機関と必要に応じて連携を図る。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（人権教育委員会）と情報を共有する。その後は、生徒支援委員会が中心となって、速やかに関係生徒から事情をきき取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が府教育庁に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒支援委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係の聴取後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めて継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられるから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題としなくて、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭などの背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることによって教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生徒支援委員会において対応を協議し、関係生徒からのきき取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込み削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるために、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。